令和7年 第1回軽井沢町議会定例会 5月第1回会議議案 軽井沢町

令和7年第1回軽井沢町議会定例会5月第1回会議議案目次 (令和7年5月1日提出分)

| 議案番号 | 議 | 案 | 名 | 頁 |
|---------|--------------------|--------------------|----------|----|
| 議案第38号 | 令和7年度軽井 | 沢町一般会計補正予算 | 算(第2号) | 別冊 |
| 議案第39号 | 令和7年度軽井 計補正予算(第 | ÷沢町国民健康保険軽 〔2号〕 | 井沢病院事業会 | 別冊 |
| 報告第 9 号 | 専決処分の報告 正について) | について(軽井沢町町 | 「税条例の一部改 | 3 |
| 報告第10号 | 専決処分の報告 例の一部改正に | について(軽井沢町国 ついて) | 民健康保険税条 | 10 |

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、 議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したの で、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

軽井沢町町税条例の一部改正について

令和 7 年 5 月 1 日提出 軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

- 3 -

専第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について(平成22年3月3日議会議決)第8項及び第9項の規定により、軽井沢町町税条例(昭和37年軽井沢町条例第3号)の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日 軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

軽井沢町町税条例の一部を改正する条例

軽井沢町町税条例(昭和37年軽井沢町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「 (ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ 中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号 エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、 当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認する ために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第20条の2中「附則第10条の3第12項」を「附則第10条の3第13項」に改める。

附則第29条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」 を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の軽井沢町町税条例第82条 (第1号に係る 部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別 割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、 なお従前の例による。

| 令和7年5月第1回会議 | |
|-------------|-------|
| 参考資料 | 1 — 1 |

軽井沢町町税条例の一部改正理由

【改正理由】

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)が令和7年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されることに伴い、軽自動車税の種別割の税率の区分の改正等を行うもののほか、所要の改正を行ったもの。

【軽井沢町町税条例の一部改正条項別概要】

施行日 令和7年4月1日

【法:地方税法】

| | I | |
|------------------------------------|---------------|---|
| 条例条項、 見出し名等 | 対応する法令 | 改正概要 |
| 第 36 条の 2 ⑩ 【町民税の申告】 | 法第 317 条の 2 ⑨ | ○行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関 する法律の改正に伴う改正 ※項ズレの反映 |
| 第 56 条 | 法第 348 条 | ○法律改正にあわせて改正 ※条ズレの反映 |
| 第 63 条の 2 | 法第 352 条 | ○行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関 する法律の改正に伴う改正 ※項ズレの反映 |
| 第82条 【種別割の税率】 | 法第 463 条の 15① | ○法律改正にあわせて改正 ※軽自動車税種別割の標準税率の 区分の見直しに伴う税率の区分の 改正 |
| 第 89 条② 【種別割の減免】 | 法第 463 条の 23 | ○行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関 する法律の改正に伴う改正 ※項ズレの反映 ○法律改正にあわせて改正 ※軽自動車税種別割の標準税率の 区分の見直しに伴う減免申請書の 記載事項に係る規定の整備 |
| 第 90 条②③ 【身体障害者等に対 する種別割の減免】 | 法第 463 条の 23 | ○道路交通法の改正に伴う改正 ※マイナ免許証の運用開始に伴う 減免申請時の運転免許証の提示義 務に係る規定等の整備 |

| 第139条の3② 【特別土地保有税の 減免】 | 法第 605 条の 2 | ○行政手続きにおける特定の個人 を識別するための番号の利用等に 関する法律の改正に伴う改正 ※項ズレの反映 |
|--|--------------|--|
| 第 149 条 【入湯税に係る特別 徴収義務者の経営申 告】 | 法第 463 条の 26 | ○行政手続きにおける特定の個人 を識別するための番号の利用等に 関する法律の改正に伴う改正 ※項ズレの反映 |
| 附則第 20 条の 2 【改修実演芸術公演 施設に対する都市計 画税の減額の規定の 適用を受けようとす る者がすべき申告】 | | ○条例の項ズレによる改正 |
| 附則第 29 条 【読替規定】 | | ○条例の項ズレによる改正 |

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、 議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したの で、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

軽井沢町国民健康保険税条例の一部改正について

令和 7 年 5 月 1 日提出 軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

- 10 -

専第10号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について(平成22年3月3日議会議決)第9項の規定により、軽井沢町国民健康保険税条例(昭和26年軽井沢町条例第23号)の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日 軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

軽井沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

軽井沢町国民健康保険税条例(昭和26年軽井沢町条例第23号)の一部を 次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に 改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3 号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の軽井沢町国民健康保険税条例の規定は、令和 7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分ま での国民健康保険税については、なお従前の例による。

| 令和7年5月第1回会議 | |
|-------------|-------|
| 参考資料 | 2 – 1 |

軽井沢町国民健康保険税条例の一部改正理由

【改正理由】

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第119号)が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険被保険者の負担の適正化を図るため、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げる改正並びに国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準を見直す改正を行ったもの。

【国民健康保険税制度の改正内容】

【表1】 課税限度額の引上げ(条例第2条関係)

| 区 分 | 改正前 | 改正後 | 増減 |
|--------------|--------|--------|------|
| 基礎課税額(医療分) | 65 万円 | 66 万円 | 1万円 |
| 後期高齢者支援金等課税額 | 24 万円 | 26 万円 | 2 万円 |
| 介護納付金課税額 | 17 万円 | 17 万円 | 0 円 |
| 計 | 106 万円 | 109 万円 | 3 万円 |

【表2】 5割軽減・2割軽減の基準の見直し(条例第23条関係)

● 5 割軽減

| 步工並 | 43 万円+(29.5 万円 ×被保険者数)+ |
|----------------------------------|------------------------------------|
| 改正前 | {10 万円×(給与所得者等*の数-1)} 以下=前年の総所得金額等 |
| 43 万円+ (<u>30.5 万円</u> ×被保険者数)+ | |
| 改正後 | {10 万円×(給与所得者等*の数-1)} 以下=前年の総所得金額等 |

●2割軽減

| 沙工品 | 43 万円+ (54.5 万円 ×被保険者数)+ |
|-------|---|
| 改正前 | {10 万円×(給与所得者等 [*] の数−1)} 以下=前年の総所得金額等 |
| 3.6元% | 43 万円+ (<u>56 万円</u> ×被保険者数) + |
| 改正後 | {10万円×(給与所得者等*の数-1)}以下=前年の総所得金額等 |

※給与所得者等とは、特定の給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者